条例第31号

宇和島市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年８月18日

宇和島市長　岡原文彰

宇和島市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宇和島市認可地縁団体印鑑条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（登録） 第４条　市長は、前条の規定により、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第２項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、前条第３項に規定する印鑑登録証明書）の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めたときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 （本人申請主義） 第12条　この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則第19条第１項第１号ト の規定により代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体にあっては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができる。	（登録） 第４条　市長は、前条の規定により、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、登録申請書の記載事項及び印影と当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の３第１項の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに登録個人印鑑に係る印鑑票（登録申請者が市内に住所を有しない場合にあっては、前条第３項に規定する印鑑登録証明書）の記載事項及び印影とを照合するとともに、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、適当と認めたときは、当該認可地縁団体印鑑を登録するものとする。 （本人申請主義） 第12条　この条例の規定に基づく申請は、代表者等自らが行わなければならない。ただし、地方自治法施行規則第19条第１項 の規定により同令第18条の３第１項第７号の代理人がある旨の告示がなされている認可地縁団体にあっては、代表者等の委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人が行うことができる。

附　則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。